

公開見積競争公告

次のとおり公開見積競争に付します。
令和8年10月1日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 大島 義人

1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 件 名：令和8年度土壌汚染に係る測定技術等に関する調査検討業務（揮発性有機化合物）
- (2) 契約期間：契約締結日から令和9年3月15日まで
- (3) 仕 様：仕様書による。
- (4) 履行場所：仕様書による。

2. 競争参加資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査研究」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別途留意事項にて示す契約等に当たっての注意事項を遵守し、暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
 - イ 国立研究開発法人国立環境研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している場合
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める国立研究開発法人国立環境研究所との間の取引割合が3分の1以上である場合
- (7) 土壌中の揮発性有機化合物の分析技術又は評価手法等に関する研究等の実績を、直近過去5年間（令和3～7年の60ヶ月間）で2件以上有すること（証明書類の例：掲載論文・学会発表等の写し等。）。
- (8) 日本産業標準調査会又は環境省の溶出試験に係る検討に関与した実績を有すること（証明書類の例：関係する会議体の構成員リスト、検討参加に係る契約等に係る書類の写し等。）。

3. 競争参加の方法等

別途示す「公開見積競争（特例随意契約）参加にあたっての留意事項」によるので、必ず参照すること。

4. 本公開見積競争に関する質問

(1) 質問書受領期限及び提出場所

令和8年10月6日（火）17時00分まで

〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第二係 及び 当研究所HP上

TEL 029-850-2812 FAX 029-850-2388

（担当：植山）

- (2) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）による。電子メールによるデータ（ワード又はエクセルで作成したもの）の送付も可とする（データ送付先: chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和8年度土壌汚染に係る測定技術等に関する調査検討業務（揮発性有機化合物））（担当：植山）】とすること。

5. 回答書閲覧期間及び場所

令和8年10月9日（金）10時00分から令和8年10月16日（金）17時00

分まで当研究所HP上（本ページ）において閲覧可能である。ただし、質問のない場合は掲示しない。

6. 参考見積書及び競争参加に必要な書類の提出

(1) 提出書類

①参考見積書

②2. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類（全省庁統一資格の写し）

③2. (5) に示す誓約書（過去に提出していない場合）

④2. (7) 及び (8) に示す者であることの証明書類（契約書又は報告書等の写し及び体制図等）

(2) 提出期限：令和8年10月9日（金）17時00分まで

(3) 提出場所：4. (1) に示す場所

(4) 提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。電子メールによるデータ（PDF形式）の送付も可とする（データ送付先: chotatsu@nies.go.jp）。なお、電子メールによる提出の場合は、自社の担当者以外の者（担当部長等の見積書提出の決裁権者等）を CC の宛先に含めるとともに、メールの件名を【参考見積書の提出（令和8年度土壌汚染に係る測定技術等に関する調査検討業務（揮発性有機化合物））（担当：植山）】とすること。

7. 本見積書の提出

(1) 提出期限：令和8年10月16日（金）17時00分まで

(2) 提出場所：前項に同じ。

(3) 提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。電子メールによるデータ（PDF形式）の送付も可とする（データ送付先: chotatsu@nies.go.jp）。なお、電子メールによる提出の場合は、自社の担当者以外の者（担当部長等の見積書提出の決裁権者等）を CC の宛先に含めるとともに、メールの件名を【本見積書の提出（令和8年度土壌汚染に係る測定技術等に関する調査検討業務（揮発性有機化合物））（担当：植山）】とすること。

8. 契約相手方の決定方法

見積書の提出方法、競争参加資格、仕様等の要求要件を全て満たし、仕様書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、本見積書に記載された見積金額が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った競争参加者を契約相手方とする。

9. その他

(1) 本公開見積競争及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本公告に示した競争参加資格のない者がした見積及び見積に関する条件に違反した見積書は無効とする。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否

要とするので、契約相手方は、契約書（案は別紙のとおり）が契約担当者等から交付された際はこれに記名押印し、速やかに契約担当者等に提出しなければならない。

(5) 契約相手方の公表

本件の調達件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号、競争参加者の人数等が公表されることについて同意するものとする。

(6) 参考見積書及び本見積書の作成にあたっては、国立研究開発法人国立環境研究所委託業務規程第7条（<https://www.nies.go.jp/collaborations/outsourcing/index.html>）に基づき、委託業務に要する費用を積算すること。

(案)

(別紙)

委 託 契 約 書

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 大島 義人（以下「甲」という。）と〔相手方
商号・名称、契約権限者役職・氏名〕（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を
締結する。

（実施する委託業務）

第1条 甲は、次の委託業務の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告する。

- 一 委託業務題目名
令和8年度土壌汚染に係る測定技術等に関する調査検討業務（揮発性有機化合物）
- 二 委託業務の内容
委託業務仕様書のとおり
- 三 契約期間
契約締結日から令和9年3月15日まで

（委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）を超えない範囲内で委託業
務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

（契約保証金）

第3条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委託等の制限）

第4条 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合（再委
託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を
いう。）である場合も含む。以下同じ。）は、あらかじめ再委託等承認申請書（別紙）を甲
に提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、前項の規定により再委託する場合には、当該再委託に係る再受任者の行為につい
て、甲に対し全ての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

（監督）

第5条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

- 2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第6条 乙は、この委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を作成し、第1
条第3号に定める契約期間内に甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、第1条第3号に定める契約期間の経過後10日以内又は委託業務実施年度の翌年度
の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の実施状況を記載し、委託費の支出内容を
明らかにした委託業務精算報告書を作成して、甲に提出しなければならない。

（検査）

第7条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第6条第2項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。
2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第9条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に委託費の請求を行う。この場合乙は、委託業務費精算払請求書を甲に提出するものとする。
2 甲は、必要があると認められる金額については、乙の請求により、前項の規定にかかわらず前払いすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、委託業務費前払請求書を甲に提出するものとする。
3 甲は、第1項又は第2項に基づく適正な請求書を受理したときは、乙に委託費を60日以内（以下「約定期間」という。）に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第10条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した額の延滞金を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

第11条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条第1項の委託費の確定額を超えたときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(委託業務の中止)

第12条 天災地変その他止むを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、乙は、委託業務中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。
2 前項の規定により契約を解除するときは、第6条から前条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
二 乙が第4条、第25条、第27条又は第34条の規定に違反したとき。
三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。
四 契約期間内に業務結果の提出がなかったとき。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った委託費の全部又は一部の返還を、乙に請求することができる。

（再受任者等に関する契約解除）

- 第14条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第13条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（仕様書の変更）

- 第15条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは契約期間若しくは委託費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（違約金等）

- 第16条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第13条又は第14条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 六 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、乙が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がそのを超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第17条 甲は、第13条又は第14条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（延滞金）

第18条 乙は、第11条、第13条第4項若しくは第21条の規定による委託費の返還又は第16条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(表明確約)

第19条 乙は、第13条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第21条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った委託費の一部を返還させることができるものとする。

(特許権等の帰属)

第22条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届けた場合、委託業務の実施により取得した産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第2項で準用する同条第1項で定める権利（著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びに技術情報のうち秘匿することが可能なものであってかつ財産的価値のあるものを使用する権利（以下「特許権等」という。）を乙から譲り受けないものとする。

一 乙は、当該委託に係る技術に関する研究の成果で特許権等が得られた場合には、遅滞なく、その旨を甲に報告する。

二 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に許諾する。

三 乙は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用しないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。

四 乙は、甲以外の第三者に当該特許権等の移転又は当該特許権等についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合（ただし、その子会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く。）

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- ハ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該特許権等を譲り受けるものとする。
 - 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該特許権等を無償で甲に譲り渡さなければならない。
 - 4 その他、特許権等に係る報告、管理等については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

(納入物の利用等)

- 第23条 前条第1項の規定にかかわらず、乙は、委託業務により納入された著作物（以下「納入物」という。）に係る著作権について、甲による当該納入物の利用に必要な範囲で、追加の費用負担をすることなく、甲及び甲が指定する第三者が実施する権利を甲に許諾するものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく甲及び甲の指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、納入物に第三者が従前より権利を有する著作物が含まれるときには、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
 - 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務の成果である旨を明示するものとする。

(委託業務の成果に関する不正な流出の防止)

- 第24条 乙は、委託業務の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業者の間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。
- 2 乙は、不正に第三者への委託業務の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(秘密の保全)

- 第25条 乙は、この契約の履行に際し相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち秘密である情報を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は相手方の文書による事前の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 一 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - 六 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
- 2 乙は、この契約の履行に際し知得した甲の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用したことにより、甲に損害が生じた場合、甲に直接生じた損害を、相当因果関係の範囲で賠償の責を負う。

(再委託等契約内容の制限)

第26条 乙は、第4条の規定により再委託等を承認された場合に乙が行う委託契約中に前三条及び次条と同様の規定を定めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第27条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委託等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう文書で義務づけなければならない。承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委託等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「個人情報取扱い業務再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ文書により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の文書の合意をした個人情報取扱い業務再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙又は個人情報取扱い業務再受任者等の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた文書を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（個人情報取扱い業務再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に、乙又は個人情報取扱い業務再受任者等の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

9 乙又は個人情報取扱い業務再受任者等は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を文書により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙又は個人情報取扱い業務再受任者等はその指示に従うものとする。

10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反

する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

- 1 1 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 1 2 乙は、乙又は個人情報取扱い業務再受任者等の責に帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責を負う。
- 1 3 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は個人情報取扱い業務再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（委託業務の調査）

- 第28条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。
- 2 甲は、再受任者に対しても、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。この場合において、乙は当該調査を行うことについて、再受任者が同意するように必要な措置をとらなければならない。

（故意又は重過失による過払いがある場合の措置）

- 第29条 前条に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務について、第6条第2項の委託業務精算報告書に準じた修正委託業務精算報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び同項の修正委託業務精算報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した利息を付すことができる。

（帳簿等）

- 第30条 乙は、委託業務にかかる経費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務が終了した日又は中止（廃止）の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して7年間保存しなければならない。

（物品管理）

- 第31条 乙は、委託費により物品を取得した場合は、第6条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。

- 2 乙は、委託費により取得した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙が委託費により取得した物品を亡失又は毀損したときは、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- 4 この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した物品の所有権（取得した物品に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了（乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。）又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。
- 5 乙は、第1項の物品のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

（物品管理に係る費用の負担等）

第32条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得物品の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該物品に起因する事故によって当該物品を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

（甲による契約の公表）

第33条 乙は、委託業務の題目名、委託費の金額、この契約の締結日、乙の商号又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

（債権譲渡の禁止）

第34条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（疑義の決定）

第35条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、甲、乙協議の上定める。

この契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川 16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 大島 義人

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

第 号
年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 大島 義人 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件委託契約書第 条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円（税込）
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円（税込）
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
名称：
住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

担当者等連絡先

部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：